

沖縄県戦後80周年平和祈念シンボルマーク使用要綱

令和7年2月3日
沖縄県知事公室長決裁

(趣旨)

第1条 沖縄県戦後80周年平和祈念シンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）の使用に関しては、この要綱の定めるところによる。

(使用目的)

第2条 シンボルマークは、戦後80周年という歴史的な節目の年に平和を希求する「沖縄のこころ」を発信するため、沖縄県戦後80周年を内外に周知することに使用するものとする。

(シンボルマークの図柄等)

第3条 シンボルマークは別図のとおりとする。

(権利)

第4条 シンボルマークに関する一切の権利は、沖縄県（以下「県」という。）に帰属する。

(使用申請)

第5条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ沖縄県知事（以下「知事」という。）の承認を受けなければならない。

- (1) 国、県及び県内市町村が使用するとき
 - (2) 県が共催若しくは後援する事業において使用するとき
 - (3) 報道機関が戦後80周年に関する報道又は広報等の目的で使用する時
 - (4) 学校その他教育機関が教育等の目的で使用する時
 - (5) その他知事が申請を要しないと認める時
- 2 前項の承認を受けようとするものは、沖縄県戦後80周年平和祈念シンボルマーク使用承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる書類
 - (2) シンボルマークの使用内容が分かる完成見本等
 - (3) その他知事が必要と認める書類

(使用承認)

第6条 知事は、前条の申請があった場合、申請内容を審査し、当該使用が適当と認めるときは、シンボルマークの使用を承認することができる。

- 2 知事は、前項の承認に際して、必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、第1項の承認を行うときは、沖縄県戦後80周年平和祈念シンボルマーク使用（変更等）承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(使用承認の制限)

第7条 前条の審査において、シンボルマークの使用が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、知事はシンボルマークの使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する、又は、そのおそれがあると認められるとき
- (2) 第2条の使用目的の趣旨に反する、又は、そのおそれがあると認められるとき
- (3) 県の信用や品位を損なう、又は、そのおそれがあると認められるとき

- (4) 暴力団若しくはこれらと密接な関係を有する者と関連し、又は、これらの利益につながるおそれがあると認められるとき
- (5) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用される、又は、そのおそれがあると認められるとき
- (6) 特定の個人又は団体の商標や意匠とする等、独占的な使用、又は、そのおそれがあると認められるとき
- (7) 不当な利益を得るために使用する、又は、そのおそれがあると認められるとき
- (8) 品質又は性能等について、公的機関の認定等が必要な製品に使用する場合において、その認定が得られていないとき
- (9) その他知事が承認をすることが適当でないと認めるとき

(遵守事項)

第8条 第6条の規定に基づきシンボルマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用目的以外でシンボルマークを使用しないこと
- (2) 定められた形状、色等に従って正しく使用すること
- (3) シンボルマークの一部のみを使用し、又は変形し、シンボルマークを他の図形や文字と重ねて使用する等の加工をしないこと
- (4) シンボルマークのイメージを損なう使用をしないこと
- (5) シンボルマーク自体を商品化しないこと
- (6) シンボルマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと
- (7) シンボルマーク及びシンボルマークを含むデザインを自己の意匠又は商標としないこと
- (8) その他知事が必要と認める事項

(使用承認期間)

第9条 シンボルマークの使用承認期間は、承認の日から令和8年3月31日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、第11条の規定により使用承認期間を延長できる。

(使用料)

第10条 シンボルマークの使用料は無料とする。

(承認内容の変更等)

- 第11条** 使用者は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ沖縄県戦後80周年平和祈念シンボルマーク使用変更等承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の申請があった場合、申請内容を審査し、変更が適当と認めるときは、変更の承認を行うことができる。
 - 3 知事は、前項の承認を行うときは、沖縄県戦後80周年平和祈念シンボルマーク使用（変更等）承認通知書（様式第2号）により使用者に通知するものとする。

(使用物品等の提出及び調査報告)

- 第12条** 使用者は、シンボルマークを使用した物品等（以下「使用物品等」という。）を知事に提出しなければならない。ただし、使用物品等の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって、これに代えることができる。
- 2 知事は、使用者にシンボルマークの使用状況等について報告させ、又は実地に調査することができる。
 - 3 使用者は、シンボルマークの使用状況等について、知事から報告又は調査を求められたとき

は、速やかに応じなければならない。

（使用承認の取消し）

第13条 知事は、承認したシンボルマークに関して次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。この場合、知事は沖縄県戦後80周年平和祈念シンボルマーク使用承認取消通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

- (1) 使用者がこの要綱に定める事項に違反した場合
 - (2) 使用承認の際に付した条件に違反した場合
 - (3) 承認に係る申請内容に虚偽があると認められた場合
 - (4) その他シンボルマークを継続して使用することが不適当であると認められた場合
- 2 知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対して、使用物品等の回収の措置を求めることができる。
- 3 県は、前2項の規定により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（費用等の負担）

第14条 県は、この要綱に基づきシンボルマークの使用承認の申請に要した費用、並びにシンボルマークの使用に係る経費及び役務については負担しない。

（事故、苦情等の処理）

第15条 使用者は、使用物品等に関して事故又は苦情等が発生した場合は、使用者の責任において、必要な措置を講じなければならない。

（損失補償等の責任）

第16条 県は、シンボルマークの使用に係る損失補償等の一切の責任を負わない。

2 使用者は、使用物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負わなければならない。

3 使用者は、シンボルマークの使用に関し、故意又は過失により県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

（事務）

第17条 シンボルマークの使用承認等に関する事務は、沖縄県知事公室平和・地域外交推進課において行う。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、シンボルマークに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月19日から施行する。

別図（第3条関係）
カラー版



モノクロ版

